

税務調査・徴収の変化への対応は？

— 第54回公開講座、96名の参加で開催 2月1日 —

恒例のセンター春の公開講座は、昨年より開催時期を早め、確定申告突入を目の前にした2月1日午後1時、御茶ノ水全労連会館に96名の参加者を迎えて開催されました。

今回の公開講座は国税通則法の改正、とりわけ税務調査についての改正の下で税務調査がどのように変わり、問題点はどこにあるのか。また徴収の猶予制度の改正にどう対応するのかをメインテーマとして企画されました。

これに先立ち直前に発表されていた「平成28年税制改正の大綱」について八代 司会員（左下）が報告しました。



「大綱の主要な部分は、安倍内閣の大企業優遇姿勢が前面に出され、大企業の要求に応じて法人実効税率を前倒して29.97%に引き下げ、その

代替財源として、外形標準課税の拡大強化や欠損金の繰越控除の縮小など赤字企業に負担を求めるものとなっている。」まさに「稼ぐ力のある企業を優遇し赤字企業はゾンビと切り捨てる税制」と鋭く批判しました。

続く報告は「納税猶予制度の見直しと税理士・納税者側の対応」と題して、徴収問題では各方面での講演、新聞、雑誌等の記事の寄稿などで活躍の角谷啓一会員（左下）。「平成27年4月から、猶予制度の変貌と合わせて、当局側の滞納処分と分納制度にかかわる行政姿勢が変化した。



当局はこれまで「法的猶予」の適用について極めて消極的であった。今般は、即納困難な納税者に対しては原則的に「法的猶予」を適用する方向



を打ち出した。今後は法的猶予に伴うメリットを全面的に享受するとともに、分納等の実施に当たっては慎重に対応し納税者の利益のために奮闘する必要がある」とまとめ、様々な手続きについて解説しました。

「調査の遡及・重加にどう向き合うか」と題して三番目の報告は小田川豊作会員（右下）。

最近問題化している、税務職員、税務署、国税局によって異なる調査の際の判断、調査の遡及年分や重加算税の賦課など、行政の不均一について法律、通達等を駆使して分析。また、調査年分の遡及と不可分な「偽り不正」



「仮装隠蔽」の解釈区分などについても詳細に分析し報告しました。そのうえで調査の現場では往々にして違法、不当な税務行政が行われていると告発しました。

当日回収されたアンケートには「問題点が浮き彫りになって具体的でわかりやすかった」（小田川報告）

「やってみて本当に簡単になった。職員が親切になった」（角谷報告）などの声が寄せられています。

戦争法と2016年度予算の特徴

2016年度政府予算案が3月29日、参議院本会議で可決成立した。一般会計の総額は96兆7216億円と過去最大となった。税収は57兆6000億円と25年ぶりの高水準になると見積もったが、歳出が増加した結果、新たに34兆4000億円の国債を発行した。予算の3分の1を国債に依存している。大企業には法人実効税率の引下げによる大幅な減税を行い、消費税率10%への引上げを前提に「軽減税率」なるものを導入する。

予算が成立したばかりなのに、与党内から追加の経済対策としての補正予算を求める声が出ている。低年金高齢者向けの3万円給付のほかに、現金給付やプレミアム付き商品券の配布などが俎上に載っている。選挙目当ての予算のパラマキではないかといわざるを得ない事態が進行している。

2016年度予算は、強行採決による戦争法の成立が大きく影響している。軍事費は4年連続で増加し、初めて5兆円を突破した。今の中期防（2014～2018年度）による防衛力整備の水準に係る金額は24兆6700億円。前期中期防に比べ総額は1兆2000億円の増加である。中期防で示すのは当初予算の総枠だけで、補正予算は枠外。戦争法による活動拡大の影響で経費が増えた場合は、補正予算で対処する可能性がある。戦争法の施行（3/29）で、自衛隊の任務は飛躍的に拡大する。戦後70年間、日本は戦争

には直接かわらなかったが、日本のブランドである「平和主義」が風前の灯だ。

さらに、軍事費の「後年度負担」という「ローン」を大幅に増やしている。2015年度では、4兆3000億円に積み上がり、2016年度は4兆8000億円台で右肩上がりだ。財政法で5年となっていた「ローン」の期間を最長10年に伸ばした。垂直離着陸輸送機オスプレイ、無人機グローバルホーク、イージス艦などの高価な武器・装備が目立つ。米軍への「思いやり予算」はさらに増やされ、辺野古新基地建設をはじめとした米軍再編経費も大幅な増加となった。日本に肩代わりさせたい米国の期待に安倍政権が応えた形となった。

軍事費の増加の一方で、社会保障費の伸びを抑制した。社会保障の自然増を「毎年5000億円」に抑え込むという路線の下、1%を超える診療報酬の引下げが実施される。物価上昇にもかかわらず年金の給付水準を据え置き、入院食費の負担増、後期高齢者の保険料引上げに加え、消費税増税に伴う「低所得者対策」として実施された福祉給付金は前年度予算に比べ半減、子育て給付金は打ち切りとなった。つまるところ、「予算の規模は大きくなる一方なのに、『声なき声』への目配りが足りないといわれても仕方あるまい（東京新聞3/30「社説」）」との指摘は正鵠と思う。（八代 司）

「軽減税率」の採用に当たっての声明

2015年12月16日、自民・公明両党は、2016年度税制改正大綱を決定した。消費税については、2017年4月からの10%増税は確実に実施し、飲食料品（酒類・外食サービスを除く）、定期購読契約の新聞（週2回以上発行）の譲渡は8%に据え置くと決めた。この結果、4兆4千億円の増税となる。2021年4月からは、インボイス制度（適格請求書保存方式）の導入が予定される。したがって、この決定は消費税の増税であり、一部の資産の譲渡は据え置いたものの、低所得者層を含む国民への増税であり、さらなる格差の拡大に結び付くものとなる。官邸主導で決めたいいわゆる「軽減税率」の導入は、「安定財源」の確保や社会保障の削減は参議院選挙後に検討というように、参議院選乗り切りの「選挙対策」であり、国民の批判をかわすための「まやかし」であることを浮き彫りにした。

そもそも、消費税は公正・公平・応能負担の税制度からのもっともかけ離れた税制度である。複数税率は「社会保障と税の一体改革」（2012年6月）の合意文書にあった検討事項の一つだったに過ぎない。三党合意は、消費税率引き上げに関し、低所得者への負担軽減策として、複数税率、総合合算制度、給付付き税額控除などを掲げたが、総合合算制度や給付付き税額控除の議論は棚上げされた（次ページへ）

(前頁から) ままである。「軽減税率」導入に伴う事務負担の増加や税務行政における執行上の困難性を検証したかどうかも定かでない。一方で、軽減税率と引き換えに子供一人当たりわずか3千円支給の「子育て給付金」の2016年度からの廃止が決まった。社会保障を切り捨てながら、何のための「軽減税率」導入かと問いたい。

私たちは、国民の生命と暮らしを守るために、次の事項を要求する。

1. 消費税10%への引き上げを中止すること。
2. 低所得者への負担軽減策については、所得税を含む税制体制全体を通じて、格差是正のための措置を講ずること。

以上

2015年12月25日

東京税財政研究センター第3回理事会

“軽減税率” のトバッチリ

3月29日、28年度予算と税制関連法が参議院本会議で可決した。税制関連法では2017(平成29)年4月に消費税10%引上げに伴う軽減税率導入と法人実効税率の20%台への引下げが柱だ。安倍内閣は、2015(平成27)年税制改正で、消費税法附則18条3項(消費税率の引上げに当たっての措置)「この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から…経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」とした条項を削除し、何が何でも10%に引き上げるとして、その時期を2017(平成29)年4月とした。国会で民主的な議論のうえ設けられた消費税法附則を強引に削除した手法は、まさに戦争法の“独裁”に似ている。

“軽減税率”もまた同様、旧大蔵省出身の野田税調会長の首をすげ替えてまでして、公明党の協力を得んと選挙対策として導入した。平成24年の三党合意では「…高額所得者ほど負担軽減額が大きくなり、事業者の負担が増すので、単一税率を維持する」としていたものを“独裁的”にひっくり返した。当時の民主・自民・公明の三党も軽減税率は「高額所得者優遇」と判断していたのだ。複数税率になればインボイス(適格請求書等保存方式)が必須になる。その影響をみてみよう。

<課税事業者>

1. 登録制度の創設と公表

「適格請求書発行事業者」となり、税務署に申請書を提出し、適格請求書の交付を受けることのできる事業者として登録される。この適格請求書発行事業者として氏名、名称、登録番号はインターネットで公表される。

仕入税額控除はこの適格請求書の保存が要件となる。

2. 事業者免税点の適用

登録取消届出書がない限り、事業者免税点は適用しない。

3. 適格請求書の記載事項

氏名、名称、登録番号、課税資産の譲渡年月日、役務の内容(軽減対象であれば、その旨) 税抜・税込価額の区分金額の合計及び適用税率、消費税額

4. 質問検査権の整備、罰則の創設

請求書の類似書類の交付・提供に対する質問検査権の規定整備と罰則の適用

<免税事業者>

1. 経済取引から排除される恐れ

適格請求書発行事業者として登録されていないため、適格請求書を発行できない。課税事業者から取引排除される恐れがある。

2. 簡易課税制度、免税点制度の形骸化

取引排除を恐れ、課税事業者の選択を強いられる可能性

(文責 飯島)

問われる再分配機能

財政政策には三つの機能が要請されている。一つは資源配分調整機能である。教育・医療等公共財へ財・サービスを提供する政府の役割。二つは所得の再分配機能。高額所得者から低所得者へ社会保障等を通じて所得を再分配することである。三つは景気調整機能。景気の過熱時には財政支出を抑制、不況時には減税や公共事業を拡大する。

3月29日成立した政府予算案の重点政策の説明をみると「消費税率引上げによる増収分は全て社会保障の充実・安定に向ける」とある。当然のことであり、福祉国家を標榜するのであれば、税収の全ては軍事費や大企業対策に向けるのではなく、社会保障等国民の福祉に投入すべきである。問題は政府自ら消費税を社会保障の目的税化にしていることである。「消費税を福祉に使うのであれば問題ないでしょう」といいたいのであろう。

消費税は低所得者に重く負担をかける逆進性があることは政府も認めている。その低所得者から徴収して低所得者へ分配するという、貧しい者は貧しい者同士でかばい合えというのであろうか。高額所得者や内部留保をため込んでいる大企業から再分配するのが、財政の本来の機能であると思うのであるが。(T・I)

新入会員紹介

※ 会 員

◎ 野口 剛

〒176-0012 練馬区豊玉北 6-15-18-302
TEL/090-4735-8870

<事務所>

〒350-0416 入間郡越生町越生 516
宮澤税務会計事務所

TEL/049-292-7788 FAX/049-292-7789

◎ 水村 芳則

〒350-1167 川崎市大袋新田 789-1

TEL/049-241-1667 FAX/049-241-1667

<事務所>

〒165-0027 中野区野方 5-30-13 ブラアテネ 2F
TEL/03-5373-1881

ホームページ情報

<http://touzeiken.net>

- ・ 会報 94 号
- ・ 開示請求情報
- ・ 猶予制度の活用と問題点
- ・ 第 54 回公開講座報告

ザ・コラム

「適用額明細書」。民主党が政権に就いた時、「政策減税」である租税特別措置法の適用実態を把握し、その結果を国会に報告することにより適用状況の透明化をはかり、適切に見直しをするために打ち出した政策がこれ。「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」という法律も作られた。

▼提出された「適用額明細書」は財務省が集計し、その結果を内閣は国会へ報告することになっている。実施 4 年目で、この 2 月に 26 年度の報告書が国会に提出され、財務省のホームページでも公開されている。

▼措置法で減税を受けた企業名は記号で表示されているが、この件に関し、朝日新聞は特集記事を組み「O(オー) 012163」は「トヨタ自動車」だと特定した。

▼筆者がトヨタの減税額を集計してみると、なんと、1 年間で 2287 億円である。トヨタ 1 社にこれだけの補助金を国が出したということであり、これに加えて法人税本税の税率も引き下げというのだから、まさに至れり尽くせりだ。

▼ところがトヨタの設備投資減税は大した額ではない。また、雇用者増加減税はゼロである。つまり、大企業に儲けさせても、経済成長に結びつく金の使い方はせず、内部留保を増加させるだけになっている。

▼アベノミクスがアホノミクスといわれる所以がここでも証明されたわけで、朝日の記事もほぼ同じ視点のべている。「適用額明細書」を提出させ、その結果が国会に報告されたのだから国会議員はしっかり分析し、内部留保だけを増大させる政策減税を早急に見直し結論を出すべきであろう。(T・O)